

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希 望 (希望の場合 ○を入れてくだ
2	要望	一括申請（廃止取次、S W開始）	ファイルを選択した際に、アップロードを実行しますか？という確認を入れていただきたい。誤ったファイルをアップロードしてしまいう可能性があるため、一旦確認したい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	
3	要望	システム画面	低圧・高圧・F I T 画面の区別がつきにくい。タブの色等変更し、分かりやすくしていただけないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第 1 7 回実務者会議にて、広域機関側の画面遷移（「TOPへ戻る」を押した際、必ず低圧の画面へ遷移する）が不便である旨を含め、広域機関にて検討中	
9	要望（強く希望）	申込内容一覧照会	一覧全体の C S V ダウンロード項目に「小売事業者申込番号」を追加していただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。	
11	要望	申込内容一覧照会	需要者情報として「受付日」「申込番号」「供給地点番号」等表示のみ表示されるが、入力確認の為の情報として「需要者名」「地点名称」「地点住所」を表示して欲しい →詳細画面へ遷移せず、一覧画面にて確認できるようにすることが目的。最低限「需要者名」を表示するようにできないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →事業者ヒアリング結果を受け、対応方針を検討する。 →今回、対応案についてご提示、ご意見を伺いたい。 →ご提示した案にて改修を進めることで合意。	実装後クローズ
13	要望	供給地点特定番号検索	供給地点特定番号検索機能は現状WEB画面のみでの提供だが、APIでも供給地点特定番号検索の機能を提供いただきたい。	平成26年10月9,16,23日開催の旧作業会での議論を踏まえ、改修の必要性について検討が必要と考えます。 →上記作業会の案は非効率であるため、実装しなかった経緯がある。事務局内で検討を行ったが良い案が浮かばないため、どのような形での実装を目指すか、起案者及び賛同者へのヒアリングを行いたい。（継続）	
15	要望	入力チェック定義書_低圧_別紙（API）.xls シート 「異動並びチェック」 「（異動並びチェック別紙） 契約状態チェック」	下記の「異動並びチェック」のエラーメッセージを詳細化頂きたい。何が不整合なのか、メッセージ上分かるよう修正頂きたい。 ・接続供給開始年月日と接続供給廃止年月日のチェック 「異動日が不整合となります。」 ・契約状態チェック 「異動要求が不整合となります。」 例：異動日が不整合の場合 「再点申込時、接続供給開始年月日が接続供給廃止年月日より過去のため、異動日が不整合となります。」	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →詳細化が必要と思われるメッセージをピックアップ。どのようなメッセージとするか議論頂きたい。 →メッセージの追加・変更案について提示。（別紙 1、別紙 2） →特段のご意見は頂いていないため、ご提案させていただいた内容にて改修対応を行いたい。	実装後クローズ
30	要望	申込内容一覧画面および CSVファイル 申込内容詳細画面	受付工程が遷移した際や連絡事項が発生した時間がわかるよう、「更新日時」を表示およびCSV項目に追加頂きたい。 →csv項目へ追加することが影響が大きいならば、詳細画面への表示だけでも追加頂きたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →改修を行った場合、csvファイルのレイアウトが変更となるため、小売電気事業者側のシステムにも影響がある。実務上のメリットを吟味した上で、改修の要否を検討したい。	
33	要望	スイッチング	スイッチング開始および廃止をはじめとして受付工程「処理完了」に遷移するタイミングが遅すぎるケースがある（特に高圧）。供給開始（廃止）日になり次第、至急返すよう是正頂きたい。各送配電事業者でタイミングが異なっており、ルール化すべきではないか。	実態を確認のうえ検討いたします。 各一般送配電事業者は、大量の申込みデータ処理を既存のシステムの枠組みも活用しながら行っているため、ルール化は困難です。 →第 1 7 回実務者会議の議論を踏まえ、実態を集約し、運用の改善を図っていく。	
34	要望	廃止取次画面	廃止取次分の取消について、S W の成立以降は不可となるよう廃止取次側でシステム制限をかけていただきたい。 → 現行は S W のステータスが「処理完了」であっても、廃止取次の取消申込が可能であり、申込された都度、新小売電気事業者へ取消不可の電話連絡を個別で行なわなければならないため。	スイッチング開始申込のステータスが「処理完了」となる以前の段階で廃止取次のステータスは「マッチング済み（O K）」となります。「マッチング済み（O K）」のステータスであっても、供給開始以前の場合も存在し、その時点では申込みの取消は可能であるべきと考えます。（継続）	
35	要望	メール通知	廃止取次などのメール通知機能について、低圧・高圧など区分ごとに通知先を分けることはできないか。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	実装後クローズ

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
36	要望	メール通知	通知されるメールの文面で、申込区分が分かるようにしてほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →広域機関にて検討中	実装後クローズ
37	要望	供給地点特定番号検索	高圧の供給地点特定番号検索機能がほしい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
38	要望	設備情報検索	高圧の設備情報検索機能がほしい。 →(過去12ヶ月の最大需要電力履歴含む)。SW開始申込後であれば本人確認不要としていただきたい。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 →第17回実務者会議にて、過去の議論で「高圧需要者と契約締結交渉を行う場合は、基本的に密に需要者と交渉し、必要な情報を得るものと考えている。そのため、システム化するまでもなく、費用対効果も考え実装しないと整理した認識である。」と回答。本件、認識に齟齬がなく強い要望がなければ、クローズとしたい。(継続) →実装の難しさ、開発規模の大きさ等、情報を整理した上で次回提示する。 →現状、運用不可能といった致命的な支障がない認識の中、FIT法改正、ネガワット取引等の制度変更、他の優先事項があることを踏まえ、広範に亘るシステム改修について、一旦検討を保留させていただきたい	保留
39	要望	使用量情報照会のパスワード発行	法人需要者の使用量情報照会のパスワード発行を依頼する際、複数供給地点を一括で申込みのようにできないか。	Web・APIいずれの機能のご要望か具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関、運用面は一般送配電事業者含め検討中	
40	要望	一括申請(廃止申込と需要者情報変更申込)	高圧の旧小売電気事業者が行う廃止申込と需要者情報変更申込に一括申請機能がほしい。 [2016.10.12追記] ■Webを想定 ・廃止申込(廃止取次ぎが来ないケースに能動的に申込する場合) ・需要家名称 2点は1件ずつ入力しか方法がないため、作業量が多い。CSV一括アップロード可能にいただきたい。	Web・APIいずれの機能のご要望か具体的にご教示願います。 →Web画面のみの前提で、システム面は広域機関にて検討中	
41	要望	廃止取次後SW申込時の、需要者名等同時変更申込	一括・個別の廃止取次後のSW開始申込時に需要者名と住所の変更手続も同時に実行できないか？ そもそも切り替え前の需要者名・住所に誤記や、表示に不統一・不規則に登録されており、現状開始申込もその誤記等のまま申し込みをしなければならないことが極めて高い頻度で存在するため、開始申込み時に正しく修正できるならば正しく申込すべきと考えます。	改修の必要性について検討が必要と考えます。 (改修の規模は非常に大きい) →第17回実務者会議にて、異動の性質の異なる2つの申込みを1つにすることが難しいと回答。	
43	要望	設備情報変更(低圧FIT電源)	発電者情報変更申込で登録する際、変更前の情報が表示されないため、変更対象か否かの確認が受電地点特定番号のみとなってしまう。受電地点特定番号と発電者名称等との組み合わせで対象を確認するべきと考えるため、変更前の情報が表示されるようにしていただきたい。	システム改修に当たっては相応の期間を要するとともに、FIT法改正によりH29.4から買取義務者が小売電気事業者等から一般送配電事業者等へ変更となるため、改修の目的を立てづらい状況です。 →本件、今後の法改正への対応等も考えられるため、検討は一旦保留とさせていただきたい。	保留
44	要望	低圧FIT電源	受電地点情報の検索より、受電地点特定番号を入力後検索をした際、発電者名が表示されない。需要者名には、*ご契約小売電気事業者さまのみ表示と記載されているが、需要者名としても表示されない。発電者名が表示されるようにしていただきたい。	No43に同じ。	保留
45	要望	低圧FIT電源	却下の理由がわかるように表記を追加していただきたい。	No43に同じ。却下の理由が不明である場合は、一般送配電事業者へ個別にお問い合わせください。	保留

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
46	要望	低圧FIT電源	廃止取次の承認行為と廃止申請の登録は同じではないか？廃止取次をしつつ、廃止申請を行う意図が不明。現事業者からの廃止申請が廃止取次より先に登録されていれば、廃止取次が登録された際に、廃止取次は自動的に承認されたものとして扱えるようにしていただきたい。	廃止取次は小売電気事業者間のやり取りである一方、託送異動申込みは小売電気事業者と一般送配電事業者間のやり取りであるため、それぞれの登録は必要であると考えます。なお、現事業者からの廃止申請が先に登録されている場合、廃止取次申込みに対しては「廃止受付中エラー」が返却されますので、SW開始申込みを登録いただければ手続き上問題ございません。	保留
49	要望	通知メール	通知メールについて、高圧、低圧、低圧FITがわかるように、各区分の記載を工夫していただきたい。 例えば、メール本文の「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」に変更することや、件名に区分を追記する等。	35,36に類する要望と理解しております。 広域機関にて検討中です。	実装後クローズ
52	要望	高圧需要 需要者情報変更申込画面	供給中の需要者情報変更に当たり、間違い入力防止のため変更前の現需要者情報の表示をして欲しい。変更申込後、入力もれに気づいても変更申込が完了する数週間の間はSW支援システム上では再変更申込不可の為一般送配電事業者へ直接電話やメールで変更申込取下げ連絡をする必要がある。	No 3 7 , 3 8 と同様の整理と認識しております。	保留
56	要望	設備情報照会	自社顧客の設備情報照会の一括取得機能を付加して頂きたい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。 また、利用目的が見えていないため、目的の明確化が必要と考えます。	
57	要望	申込内容一覧照会	申込内容一覧紹介機能の表示＋ダウンロードに9999件の上限があり不便、参照数を上げて欲しい。	必要性・実現性について検討が必要と考えます。	
58	要望	契約決定方法	契約決定方法：実量制からのアンペアブレーカ、主開閉器契約への切替がSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性（頻度等）について、検討が必要です。 なお、内線設備等の工事を伴う異動については、システム化対象範囲外となっております。	
61	要望	接続送電サービスメニュー	接続送電サービスメニュー：「標準」⇔「時間帯別」の切替えがSWシステム経由でできるようにお願いしたい。	改修の必要性（頻度等）について、検討が必要です。	
62	要望	設備情報照会	設備情報照会の情報更新が遅く、改善を要望したい。	具体的にどのような内容かをお示しいただいたうえで、改善の余地があるかを検討いたします。	
63	要望	設備情報照会	設備情報照会の住所情報間違いが非常に多い、改善を要望したい。	一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	
64	要望	供給地点特定番号検索	同一住所で、複数の供給地点特定番号がヒットする場合に、どの番号が正しいかを見分けやすいように表示の工夫（専用部、共用部、街路灯など、知りたい情報を見分ける事ができる要素があれば、表示の追加）	実現性について検討が必要と考えます。 一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	
65	要望	供給地点特定番号検索	竣工済の物件であるにも関わらず、供給地点特定番号が全くヒットしない場合があり、そのような状況の改善	実現性について検討が必要と考えます。 一旦クローズしたNo22に類するご意見と認識しております。	
66	要望	廃止取次、開始申込時のカナ文字チェック	スイッチング支援システムのカナ文字チェックが原因で、廃止取次や開始申込みがエラーとなる事を回避できるように対応頂きたい。（検針票記載内容をそのまま入力してもエラーとなるため、お客さまのスイッチングが遅れる原因の一つとなっている）	状況の確認のうえ、対応を検討します。 →検針票記載内容に、スイッチング支援システム（送配電側機能含む）が許容しない文字を含んでいるためエラーとなるのは、旧一般電気事業者（小売）の業務システム側マスタデータの一部で、スイッチング支援システム側（広域機関/送配電）仕様と整合しないデータが残存していることによります。また、該当不整合のパターン数、データ件数を正確に判断ができないため、スイッチング支援システム側での対応を行うことは難しく、旧一般電気事業者含め、小売側に都度データ修正をご依頼いただくしか方法がないと考えます	

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
67	要望	使用量情報照会	過去使用量データ提供について、「計器番号」をシステム上提供必須項目としてほしい。 ＜現状＞ 広域機関の送配電等指針の使用量照会（２５２条）に基づき、実施されている使用量照会では計器番号が必須となっていない。 ただし、需要家への情報提供には必要な情報である。 そのため、現状では広域機関のスイッチング支援システムから直接ダウンロードした使用量情報を需要家にそのまま通知することができない。 計器番号等任意の項目は一般送配電事業者がデータを手作業で補完する必要があり、システムから直接ダウンロードするのに比して、どうしてもタイムラグが生じてしまうため。	改修の必要性について検討が必要と考えます。	
68	要望	廃止申込・撤去申込画面	需要家の連絡先の追加をしていただきたい。（立会い者だけでは不足。需要家情報が変わっている場合もあり同申込で作業を完結したい。） 備考欄を追加いただきたい。（完全廃止の場合、電力会社へ個別に伝えたいことがあるケースが多いが備考欄がないため結局メールや電話でも補足が必要となっている。） →各種申込に対し、備考欄を設けてほしいとの要望有。	同時申込み、という観点であれば41と同様になります。異動の性質が異なる2つの申込みを1つにすることは難しいです。 備考欄については、改修の必要性について検討が必要と考えます。	
69	要望	供給地点特定番号変更	電力会社（送配電および小売部門）都合による供給地点特定番号の変更が頻発しており、スイッチング支援システムの処理エラー、30分値および確定使用量メッセージの取り込みエラー、お客さまへの周知など対応に追われている。また、事前通知するルールが遵守されていない。 原則、区画整備といった場合のみ変更があるといった限定的な扱いであったにも関わらず、実際の運用はそうならないため、容易に変更しない仕組み、ルールへの改善を要望する。 例： 【高圧：関西電力】線路検針に変更になる際、必ず番号が変更になる 【低圧：中国電力】スイッチングの作業結果の登録遅延により番号の変更が必要になる（システム改修を検討中とのこと） 【低圧：中部電力】設備情報の登録誤りにより、返金処理を実施する仮定で番号変更が必要になる	スイッチング支援システム取扱マニュアルにて、供給地点特定番号が変更されるケースについては以下のものが例示されております。 ①供給電圧の変更（低圧⇔高圧） ②行政区画等の変更 ③検針作業区見直し等に伴う基本検針日の変更 ④一般送配電事業者の事業所統廃合 ⑤同一地点における設備撤去後の新設 一方で事前通知がなされていないことについては、小売電気事業者、一般送配電事業者双方に無用な負担をかけていると思われるため、事前に通知を行うルールを徹底するよう広域機関より働きかけます。	
70	要望	供給地点特定番号変更	上記に関連して、スイッチングに伴い供給地点特定番号を変更せざるを得ない場合、または供給地点特定番号の変更が予め予定されている拠点がスイッチング手続きに入った場合は、新小売事業者に対しても事前通知を徹底して頂きたい。	対応について検討いたします。 →対応について検討いたしましたが、スイッチング異動と供給地点特定番号変更の異動を常時監視する必要があることから実施困難です。	

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
71	要望	3-6-6_外部インターフェース仕様	API全般において単一供給地点の処理を前提としているが、夜間バッチ/日中定期バッチにて大量データ処理を行う際に、各APIを短時間で大量回数実行する事になるため、パフォーマンスへの影響が大きい。 そのため、複数の供給地点を一括で処理するバルクAPIの提供を検討頂きたい。	各社さまからのAPIリクエストは1回/1秒を基本とすることをお願いしておりますので、相互にパフォーマンス影響が出るレベルでの短時間、大量回数実行は行われない想定です。 実際に大量件数を短時間で実施している場合、実行間隔を開けるなどで、貴社側、広域機関、一般送配電側全てにおいてのパフォーマンス悪化が発生しないようご配慮ください。	
72	要望	1_要件定義書(本編).pptx	当該要件定義書には応答性能として「目標応答時間は3秒」としているが、以前質問票にてこれに関する質問をさせていただいた所、下記の通り回答頂きました。 ===== ネットワーク、システムの混雑状況や、データ量等により、3秒をお約束するものではございませんので、その点ご考慮頂いて、事業者側での最大待ち時間の設定等をお願いいたします。 ===== このため弊社システムでは3秒を大幅に上回る最大待ち時間を設定していますが、日の発生頻度は低いもののタイムアウトが発生している状態である。 この応答性能について改善頂きたい。 また、適切なタイムアウト時間を設定するため、これまでスイッチングシステム稼働してきた中での平均レスポンス時間をご提供頂きたい。(異常値は除く)	インターネットを経由して通信を行う限り、途中経路での遅延などによる応答時間が延伸するケースに対応することは極めて難しいと考えます。 基本的には、事業者側での待ち時間に余裕を見ていただき、タイムアウト発生後は業務処理状況確認などで、リトライ要否、正常性確認をお願いしており、システムを利用されるすべての事業者向けにも前記のご対応をお願いしたいと考えます。 平均レスポンスタイムについては採取が困難なため、ご容赦いただきたく存じますが、広域機関側のタイムアウト設定値は（一括処理も含めて）1200秒となっております。 なお、2020年の法的分離に向け、スイッチング支援システム側の利用量が増加する可能性があり、それに向けた対応を検討する必要があると考えます。 ※例えば、希望小売事業者向けの専用線環境や、広域－送配電間の専用線の必要性など	
73	要望	供給地点特定番号変更	No.69で回答頂いたケース以外の供給地点特定番号変更が散見されます。送配電事業者は①～⑤以外で発生する変更理由について広域機関および小売事業者に周知して頂きたい。 広域機関は上記の変更理由が本番号の位置付けに沿うものか今一度ご判断頂きたい。その上で本番号の位置付けに沿うものであれば、必要に応じてスイッチング支援システムマニュアルに記載するなどの対策を図って頂きたい。 例： 【低圧：中国電力】スイッチングの作業結果の登録遅延により番号の変更が必要になる（システム改修を検討中とのこと）＜再掲＞ 【低圧：中部電力】設備情報の登録誤りにより、返金処理を実施する仮定で番号変更が必要になる＜再掲＞ 【低圧：東京電力PG】東京電力の低圧高負荷契約からのスイッチングにおいて、動力契約分の供給地点特定番号が変更になり、通知が事後になる 【低圧：中国電力】夜間蓄熱機器に対する特別な契約メニューを適用していたため、このままスイッチング処理をすることができず、システムの制約上、番号を新しくする必要があった	マニュアルに記載のない事由による変更の場合の周知については、その対応について検討いたします。 なお、左記の例示にある登録遅延、登録誤りによる事由については、継続して発生抑制に努めてまいります。 →お申し出にある、変更理由を都度周知するのは、システム改修を伴う会社もあり、実施は困難です。 なお、現在のスイッチング支援システムマニュアルに記載されている事例以外で、小売事業者さまに周知が必要であるものについては、例示の追加という形で周知していくことで検討いたします。	○

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
74	要望	高圧設備情報照会	東京電力エリアにて2017年1月より小口高圧についても分散検針となるとのことですが、低圧同様検針日切替が必要となるならば、次回あるいは次々回検針日、基本検針日を確認するために設備情報照会が必要ではないでしょうか。需要家から正しい日付をヒアリングするのは困難と思われる。	検針日については、各小売事業者が需要者に対してお知らせしている内容によりご確認いただくことが可能です。また、各送配電会社のＨＰ等で、検針地域毎の検針計画をお示しておりますので、併せてご確認願います。なお、高圧以上のお客さまの接続供給契約の申込みの際は、予め各送配電事業者のHP等で、工期等をご確認の上お申込み頂きますようお願いいたします。	
75	要望	改正FIT法対応	2017年4月以降も弊社からのスイッチング（弊社はSW廃止）が見込まれるため、引き続きシステム対応して頂きたい。（SW開始は不要） 需要に比べて件数は少ないものの、対応稼働はかかりますし、システム外運用となった場合、対応稼働が増加することが想定されるため、現状の仕組みを維持して頂けませんでしょうか。 契約済の発電者用に「廃止・撤去」「発電者情報変更」を残されるのであれば、「SW廃止（廃止取次判断含む）」についても位置付けは同じと理解しております。	大変申し訳ありませんが、システム都合により、スイッチング開始／廃止の片側のみを残す運用が 困難となる送配電事業者がいること、また、本機関側の機能として、一般送配電事業者が託送異動申込をすることを想定しておらず、スイッチング開始／廃止双方を残して運用する場合には、システム改修を伴うことから、前回ご提示させていただいた案のとおりとさせていただきます。	
76	要望	改正FIT法対応	「システム外」での具体的な運用フローをご教示頂けませんでしょうか。 2015年度以前と同様でしょうか。同様でないのであれば、差分をご教示頂きたい。	運用フローのベースは、2015年度以前のもものとなりますが、廃止取次の取扱いや、運用の簡素化の余地がないか検討を行っているため、今しばらくお時間を頂ければ幸いです。 →第23回実務者会議にて案を提示（資料2別紙）	
77	質問	基本検針日と実検針日の関係性について	第7回 スwitching支援に関する実務者会議 配布資料 資料7 によると、東北は「基本検針日を01～19で設定する。ただし、18、19を除外した17までとする」と記載されております。しかし、東北託送における実際の基本検針日は、1例～23例であり、API1も基本検針日は左記の例日を返す仕様となっています。正しい仕様についてご教示ください。 ＜広域＞ 日程（基本検針日）を01～19で設定。 検針稼働日数は17日(18,19を除く) ＜東北託送＞ 日程（基本検針日）を01～23で設定。 検針稼働日数は17日(06,07,13,14,20,21を除く)	東北電力側に確認いたしましたところ、実務者会議資料の作成時の誤認であることが判明しました。 従いまして、システム仕様の方が正となります。	
78	要望	廃止取次登録	当社以外の他事業者による経緯・原因不明の古い廃止取次が残っているため、当社からの廃止取次依頼のオーダーを受け付けない状況がある。上記状況が起きた場合、「OCCTOへ依頼し、当該廃止取次オーダーを取り消してもらうように」といった指示・連絡が送配電から当社小売に対してある。 本事象については、お客さま対応への迅速な対応という観点で、上記連絡を新小売である当社を経由する必要な無いと思われ、送配電から直接OCCTOへ依頼をすれば良いものと考える。 また、そもそもの原因である、システム上で古い廃止取次データの滞留がないようシステム改善を行っていただきたい。	『スイッチング廃止取次情報の登録に失敗しました』というエラーメッセージは、広域機関側から返却しているため、本エラーメッセージが表示された場合には一般送配電事業者に問合せを行わず、直接広域機関へお問い合わせください。併せて自社内での取消漏れや重複登録等がないか、ご確認いただきますようお願いします。 システム改善については、影響範囲の確認など対応可否について検討いたします。	
79	要望	廃止取次登録	「その他エラー」といった表示では状況の把握が困難であり、現小売事業者への確認が都度必要となるが、電話が繋がりにくく、解決に時間がかかりスイッチング開始日の変更を余儀なくされる状況が散見される。 「その他エラー」の場合はシステム上に自由記入が可能なメモ欄をつくっていただきたく、または「その他」ではなく、事象を特定したエラーメッセージを増やしていただきたい。	エラー内容が不明の場合には、現小売電気事業者にお問い合わせいただき、解決いただきたいと存じます。 また、メモ欄の追加については68と同様、エラーケースの追加に関しては必要性について検討が必要と考えます。	

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希望 (希望の場合 ○を入れてくだ
80	要望	廃止取次	『供給地点特定番号エラー』が現状、供給地点特定番号以外のエラーにも利用されていることから、原因の特定、解消に時間を要している。 供給地点特定番号相違以外のエラーには使用しないよう運用ルールを統一し、それ以外については左記同様にエラーメッセージの種類を増やすか、自由記入欄を設けていただきたい。	旧一般電気事業者10社の小売部門のみの確認となりますが、廃止取次受領後、まず「供給地点特定番号」が正しいか否かを確認することとなっております。この時点で供給地点特定番号が正しくない場合は、それ以降の項目についてチェックは行われず、「供給地点特定番号エラー」が返却されます。 メモ欄の追加、エラーケースの追加に関しては79と同様になります。	
81	要望	申込取消	起因が当社からの場合を含め、様々な理由により送配電事業者にてスイッチング支援システム上の申込を取り消した際に発生。 システム上で取り消されただけでは当社との契約を解除するまでには至らず、解約処理をするには需要家の意思確認が必要となるため、現小売なのか需要家なのか等、誰の依頼で取り消し処理をしたのか送配電連絡メモでいただきたい。 また、当社側から取り消しを依頼した場合に、着実に実施されたかどうか確認する術が無いため、実施終了後にその旨の連絡がいただきたい。	原則として、送配電事業者事由による申込取消は発生しない認識です。したがって、スイッチングに関して、自社からの申出によらない申込取消は、需要者から直接送配電事業者に申込取消を依頼するルートが存在しないため、現小売電気事業者側からの申出になると考えられます。 また、マッチング後の取消の場合スイッチング支援システムの受付工程が「却下」となります。スイッチング支援システムにて、受付工程をご確認いただくことで、取消依頼が実施されたことをご確認下さい。	
82	要望	マッチング完了後の申込取消	マッチング後のキャンセル処理については現行では書面手続が必要となっている。 このとき、必要な情報が新小売・現小売・送配電間で共有されず、新現双方から2重課金となって請求が発生が散見される。 現状システム外処理としている本オペレーションをシステム化していただくようお願いしたい。	システム化については、59と同様であり、マッチング後の取消は、成立した契約に対する申込みであり、スイッチング支援システム上で容易に変更・取消できるようにすべきではないと整理しております。	
83	要望	廃止申込取消時のメッセージ	『系統連系設備がございますので、ご確認願います』 本メッセージは、太陽光や自家発電等の系統連系設備（パワコン等）も停止対象となるということ示唆した内容との理解しています。 料金滞納等により、小売電気事業者申出による廃止申込を行なった後、料金滞納が解消された場合に供給停止の取り消しを行うが、当該需要家への電力供給は継続され、系統連系設備にも影響は生じないと考えられるため、申込取消時には本エラーmsgは不要ではないか？ 上記認識以外で、小売事業者に求められる対応事項があるのであればご教示いただきたい。	エラーメッセージの内容はご認識の通りです。 停止対象になる場合、小売電気事業者によっては、事前に解列の案内を行うこと等、本メッセージを受け何らかの説明（対応）を行うことを想定して表示しており、そのようなご対応をされる事業者を念頭に、気づきとしてアラートを設けているところです。取消時においても説明（対応）が漏れないよう表示させることが望ましいと考えます。なお、取消時の説明の要否は、個別にご判断いただく事項と考えます。	
84	要望	マッチング完了後のアンペア変更	マッチング完了後、切替が実施される間に需要者が現小売電気事業者に依頼しアンペア変更がなされた状況。 上記状況が起きた場合、切替先の新小売電気事業者がそれを知る手立てが無く、契約アンペアに応じた基本料金請求ができず、誤課金となる。 ①スイッチング申込みがされている状況において、旧小売事業者側ではアンペア変更ができないようにする、もしくは、 ②切替がされた場合には新小売事業者に対してシステム上でそれが通知される ③開始申込みの登録の際にkVA、kW、Aを入力する欄を設け、送配電側でそれを都度確認する。 等々の対策を行っていただきたい。	本来はスイッチング申込時点から条件を変更したい旨を、需要者から新小売電気事業者に申し出るべき内容であると思料いたしますが、事業者としての運用面での工夫余地について検討いたします。	
85	質問	検針日近傍における切替時の確定使用量通知	切替日が検針日の近傍であった場合、当該月ではなく、翌月に2ヵ月分の各種請求が来る場合がある。翌月送りとなる日数の基準が不明確であるため、都度送配電に問合せおり、業務効率化のためルール化が望まれる。	現在各社確認を行っておりますが、検針出向に必要な検針データのシステム作成に要する期間が、各社のシステムロジックや各月のカレンダー、営業日の影響を斟酌しながら設定しており、統一的にお示しすることは困難ですので、恐れ入りますが、必要に応じて送配電事業者へご確認をいただきますようお願いいたします。	
86	要望	スマートメーター取替工事の需要者への対応について	スマメ工事実施の際に、工事会社が需要家に対してメータ交換の目的（スイッチング／検満）の説明をせず、アポイント連絡等も一方的、不躰な対応から詐欺と勘違いされることもあり、工事不調となる事象が散見される。イコールフットィングの観点で切替先の小売事業者名等は言えないとの見解があったが、事業者名は明かさなくとも工事・交換の目的については説明すべきと考える。	53に類する内容かと存じます。 メータ交換の目的等を説明するなどにより工事不調とならないよう、今後も引き続き円滑なスイッチングに努めて参ります。	

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希 望 (希望の場合 ○を入れてくだ
87	要望	設備変更工事（増減設） について	設備の増減設工事が伴う託送申込みについて、 1. 一般送配電事業者ごとに申請ルールが異なり、煩雑である。 2. 設備変更が行われた日（託送料金の変更日）がスイッチング支援システムの設備情報に残らず、小売電気事業者での料金メニュー変更の契機がつかめない。 という問題がある。 ・電気工事店による設備変更工事（増減設）についても、スイッチング支援システム経由で工事申請、工事完了、設備情報反映確認ができる仕組みを構築できないか。 ・システム化が難しい場合、一般送配電事業者から小売電気事業者に対して、増減設が行われたことと、その日付（託送料金が変わる日付）を能動的に伝えるルールとできないか。	第23回実務者会議にて、各社の状況を確認のうえ、検討と回答。 →各社の状況等は以下のとおり。 ・設備変更工事の受付は、W E B、紙申込の2通りがあります（W E Bを有しているかは各送配電事業者により異なります）。 ・W E B申込みの場合、申込者自身で工程状況を確認できる機能を有しておりますので、当該機能をご活用ください。 ・一方、紙申込の場合は、申込事務手続きを受任された電気工事店に対して、工事予定日等の連絡を行っております。小売電気事業者と電気工事店間で情報連携を行っていただくことで、工程の確認は可能かと考えます。	
88	要望	遡及廃止機能の具備	廃止連絡なしで退去された地点に別人が入居した場合、別人が使用した電気代が前入居者に請求されてしまう。	本件、契約問題は需要家からの申込みがあつて解除するのが原則。どこまで例外を認めてよいのか、定型的に処理するのが難しいと思料いたします。 個々のケースについて、当事者間で協議の上合意をとって対応いただく現状の解決方法以上には難しいと考えます。	
89	要望	自契約でない需要家の接続送電サービスメニューの開示	オール電化のお客様が誤って申込みをした場合に、小売電気事業者では検知できない。結果、オール電化メニューは新規受付を終了しているため、一度切り替わるとお客様は元のオール電化契約には戻れず、お客様に迷惑をかけてしまうことがある。接続送電サービスメニューを開示することでこうした誤った申込みを排他できないか。	接続送電サービスメニューの開示は、個人情報の問題と契約の問題がある。需要家自身が調べてほしいと要望された場合は、現在契約中の小売電気事業者に問合せをしていただきますようお願いします。また、接続送電サービスメニュー自体は、小売と送配電の託送契約のメニューであるため、この情報をもって確実に小売契約の内容を特定できる保証はないと思料いたします。	
90	要望	マッチング完了後の取消	マッチング完了後、新小売電気事業者への切替直前に、新小売電気事業者がお客様から取消申告を受けた場合、システム上での取消処理ができず、新小売電気事業者は、送配電事業者および現小売電気事業者双方への連絡が必要となる。「送配電事業者へのキャンセル連絡」は電話またはメールでの連絡となり、情報セキュリティ上のリスクがある。また、「現小売電気事業者への廃止取次キャンセルの連絡」は別々のオペレーションとなり、連絡漏れが発生するケースが起きている。この場合、現小売電気事業者は、新小売電気事業者への申込がキャンセルになっていることを検知できず、自社契約を廃止してしまう可能性がある。マッチング完了後であってもスイッチング支援システム上で取消できるようにできないか。また、このときは現小売に対する廃止取次のキャンセルも自動的に通知が行くようにできないか。	既存リスト59に類する課題と認識。マッチング後の変更・取消は、成立した契約に対する申込みであり、スイッチング支援システム上で容易に変更・取消できるようにすべきではないと整理しております。従来どおり、送配電事業者にご連絡いただく運用をお願いいたします。 システム化の検討については、マッチング後のキャンセルの発生度合によります。当初設計ではそこまで発生しないと見込んでおり、システム化しておりません。	
91	要望	高圧の廃止申込	スイッチング支援システムにて高圧の廃止申行い、送配電現場方と需要者間での協議未、供給廃止日が変更になった際、各送配電会社によって対応が異なる。 Ex. ・東京電力PG⇒メールで通知 ・関西電力⇒スイッチング上の供給廃止日を申込者が変更 etc 通知が無い場合も有る為、請求書作成時等、事後発覚となる場合も多々発生している。 ある程度ルールを統一することは出来ないか。	供給廃止日の変更があった場合については、申込者へ連絡を行うことと認識しており、そのような場合には、申込者へ連絡を行うよう運用を統一いたします。 また、その対応が漏れないよう、本事例を基に各社へ周知・依頼を行います。	

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)		回答	改修・対応希 望 (希望の場合 ○を入れてくだ
92	要望	スイッチング廃止取次での名 義不一致エラー	No.66と同事象が発生した際、旧一般電気事業者（小売部門）へ問い合わせたが、担当者がスイッチング廃止取次の自社の判定ロジックを理解しておらず、適切な対応を怠ったため解決までに7営業日を要した。また、対応方法が不明という理由で送配電事業者の連絡先を案内される場合もあった。（東京電力エナジーパートナー） 需要者名、需要者名カナの完全一致を新小売に求めるのであれば、以下の対策を講じた上で実施頂きたい。 ①担当者への判定ロジックの教育、理解の徹底 ②文字コードレベルまで確認が必要となるため、エディタ等を用いた文字コードの確認方法の理解と習得 ③システム自動判定ではなく手動判定できる仕組みの確立 ④電話での確認に限界があるため、メールを用いた確認方法の用意	①～④に関して、当該個社より以下の回答を受けております。 ①担当者様の教育、対応方法不明時の内部確認ルート等の確立、周知徹底いたします。 ②紛らわしい文字等への問合せ対応のため、必要な措置の検討をいたします。 ③④平成28年4月15日に広域機関殿を通じ、名義不一致の場合のお問い合わせ先として設定・ご案内した電話番号およびメールアドレスをご利用いただければと存じます。 （現在、同通知文書はマニュアルに同梱しております）	
93	要望	供給地点建物名の扱い	需要者情報変更において、"供給地点建物名"に制約がある送配電事業者が存在する（中部電力、北陸電力）。スイッチング支援システムのマニュアルやルールにも記載がなく、対策が必要であればマニュアルの改訂を経て正式にルール化して頂きたい。 ◆中部電力の回答 建物名の変更の場合のみですが、弊社システム上、建物にお住まいの1人のお客さまの需要者情報変更のお申込みであっても、建物自体の名前が変更されてしまいます。そのため、他の部屋でご契約のあるお客さまの建物名も変わってしまう仕様となっているため、番地の後ろに記載をさせていただくケースがございます。 ◆北陸電力の回答 店舗名を「建物名」に登録されているケースが多くございますが、弊社システムでの「建物名」は、アパートやマンションなどの集合住宅名を登録する運用としていることから、弊社側の処理が進まない状況となっております。 弊社システムの「建物名」は登録できる数が限られており、店舗名を登録した場合、弊社本来の運用である集合住宅名の登録が将来的に出来なくなる恐れがありますので、店舗名は「需要者氏名」へご登録いただくようお願いいたします。	集合住宅等の場合で、建物名が変更となる場合は、その一室が変更になるものではなく、あくまでも建物全体の名称が変わることから、変更の遺漏がないよう建物全体を反映しております。なお、個別の内容が不明なため推測となりますが、建物名は当該集合住宅等の建物の名称を記載することが適切であり、屋号等の居室に紐付く個別の情報を反映されたい場合は、文字通り建物名ではありませんので、名義欄に記載することが適当と史料します。	